

定 款

株式会社ジヤックス

株式会社ジャックス定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は株式会社ジャックスと称し、英文では JACCS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 信用購入あっせん業務
2. クレジットカードに関する業務
3. 割賦債権買取りおよび譲渡業務
4. 融資および融資の斡旋保証ならびに代行業務
5. 保証業務
6. 信用調査業務
7. 車輛、情報処理機器、事務用機器、電子機器、通信機器、美術品、家具、スポーツ用品、音響機器、什器、娯楽用品、宝石、貴金属、衣料品、農林水畜産物、加工食品、燃料、船舶、鉄道車輛および電話加入権の販売、賃貸ならびに輸出入業務
8. 構築物の新築および修理の請負
9. 各種損害保険の代理業および生命保険の募集に関する業務
10. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
11. 旅行業法に基づく旅行業
12. 土地建物の調査、鑑定、売買、管理、賃貸および建設工事の企画、施工ならびにその斡旋仲介
13. リースおよびリースの代行業務
14. 有価証券の売買、保有および運用業務
15. 売掛債権の買取りおよび総合管理業務
16. 集金代行業務
17. 情報処理サービスおよびソフトウェア業
18. 著作権等の知的財産権の取得、保全、管理および販売ならびにその斡旋
19. 計算事務代行業務
20. 経営コンサルタント業務
21. 商品券・その他の金券・前払式支払手段および各種割引優待券の発行、販売ならびにその代行業務
22. 飲食店、ペットショップ、園芸店の経営ならびにハウスクリーニング、介護用品販売業務の斡旋
23. 倉庫業および運送業
24. 学習塾その他の教育施設の経営ならびに教材の販売
25. 古物売買業
26. 労働者派遣事業および職業安定法に基づく有料職業紹介事業
27. 広告代理業および出版、印刷業
28. 保険会社に対する特定金融商品取引業務（金融商品取引法第 33 条の 8 第 2 項）の委託の斡旋および支援
29. 証券仲介業
30. 銀行代理業
31. 資金移動業
32. 債権管理回収業
33. 前各号に附帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を北海道函館市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公 告 方 法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、78,910,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の売り渡しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株主の権利行使に際しての手続き等株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により招集権者および議長を選任する。

② 取締役会で選任した招集権者および議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当該株主総会において当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数および選任方法)

第19条 当会社の取締役は、13名以内とし、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって会社を代表すべき取締役若干名を選定する。

② 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、また取締役会長1名、取締役副会長および取締役副社長各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により招集権者および議長を選任する。

② 取締役会で選任した招集権者および議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(相談役または顧問)

第29条 取締役会の決議により相談役および顧問各若干名を置くことができる。

第5章 監査役および監査役会

(員数および選任方法)

第30条 当社の監査役は5名以内とし、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の予選の効力)

第31条 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第41条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。